

生駒駅周辺喫煙禁止区域指定に伴う啓発活動

1 目的

「生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例」第8条に基づき、平成30年6月1日に、生駒駅周辺を「歩きたばこ等禁止区域」に指定し、禁止区域で喫煙した者を取り締まり、違反者は2万円の過料の対象となる。禁止区域の運用について、喫煙者に対し十分に周知を図る必要があることから、重点的に啓発活動を実施する。

2 内容・日程

- ① 世界禁煙デーイベント 5月27日（日）
 - ・健康課主催のイベントに禁止区域事前案内看板を設置し、問い合わせに対応。
 - ・歩きたばこ禁止幟・チラシの設置、駅前で啓発ティッシュの配布を実施。
- ② 駅前事前周知 5月28日（月）～ 5月31日（木）
 - ・ポケットティッシュ配布による禁止区域の啓発活動
 - ・メガホンでの啓発放送
- ③ 禁止区域運用開始式 6月1日（金）
 - ・ベルステージでの運用開始式
 - ・駅前での啓発活動及び禁止区域内での喫煙者の取り締まり
- ④ 禁止区域巡回指導 6月1日（金）～ 6月7日（木）
 - ・禁止区域内での喫煙者の取り締まり
 - ・ポイ捨てごみ拾い